

一般財団法人 犬猫生活福祉財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制	定	日	2021年10月1日
施	行	日	2021年10月1日

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人犬猫生活福祉財団（以下「当法人」という）の定款第16条第3項及び同第31条第3項に基づき、当法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいう。
- ② 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- ③ 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。
- ④ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

2 当法人は、監事に対して、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬の額は、別表2「役員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

2 監事の報酬総額は、別表3「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表2「役員の会議出席に係る報酬」及び別表4「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

3 評議員の報酬総額は、別表5「評議員の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表6「評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員及び評議員の会議出席に係る報酬は、理事会又は評議員会の開催日の属する月の翌月25日に支払う。ただし、当該支給日が休日に当たるときは、前営業日に支払う。

2 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月25日に支払う。ただし、当該支給日が休日に当たるときは、前営業日に支払う。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人がその指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うことを申し出た場合は、当該方法により支払うことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、別表7「費用額」に定めるものを支払う。この場合において、費用は、該当者からの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払を要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2021年10月1日より施行する（2021年10月1日評議員会議決）。

別表1 理事の年間報酬総額

役職	年間報酬総額
理事	500,000円

別表2 役員会議出席に係る報酬

会議の種類	報酬額
理事会	30,000円(1回あたり)
評議員会	30,000円(1回あたり)

別表3 監事の年間報酬総額

役職	年間報酬総額
監事	500,000円

別表4 監事の監査に係る報酬

役職	報酬額
監事	50,000円(一事業年度につき、一人一律)

別表5 評議員の年間報酬総額

役職	年間報酬総額
評議員	500,000円

別表6 評議員会議出席に係る報酬

会議の種類	報酬額
評議員会	30,000円(1回あたり)

別表7 費用額

役職	費用の額
役員	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事会に出席の都度、交通費実費を支払うほか、宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費を支払う。 2 出張(自宅を起点として目的地までの距離が片道100キロ以上の場所に移動し、職務を遂行するもの)をする場合は、交通費実費を支払うほか、宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費を支払う。 3 職務執行に当たって負担した費用については、実費相当額
評議員	<ol style="list-style-type: none"> 1 評議員会に出席の都度、交通費実費を支払うほか、宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費を支払う。 2 出張(自宅を起点として目的地までの距離が片道100キロ以上の場所に移動し、職務を遂行するもの)をする場合は、交通費実費を支払うほか、宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費を支払う。 3 職務執行に当たって負担した費用については、実費相当額